

盛岡地方振興局長告示第 29 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、一方井土地改良区（岩手郡岩手町）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 18 年 5 月 19 日

盛岡地方振興局長 千 葉 英 寛

1 就任

理事

横 田 信 一 岩手郡岩手町大字久保第 6 地割 41 番地

2 退任

理事

工 藤 忠 雄 岩手郡岩手町大字子抱第 2 地割 76 番地